

平成 13 年 10 月 4 日
内閣府

平成 14 年度 P F I 関連要求(概要)

1 . 予算

(1)国等の P F I 事業

事業費

- ・ 合同宿舎(財務省)、議員宿舎(衆議院)、実験施設(独立行政法人通信総合研究所)

調査費

- ・ 中央官庁の庁舎(国土交通省等)、国立大学等施設(文部科学省) 等

(2)補助

- ・ ケアハウス、保育所(厚生労働省)
- ・ 農林業等活性化基盤施設等(農林水産省)
- ・ 下水道事業(国土交通省)
- ・ 合併処理浄化槽(環境省) 等

(3)その他調査費等

- ・ P F I 推進方策の検討の総合調整に必要な経費(内閣府)
- ・ 各省庁所管事項に係る検討(防衛庁、総務省、厚生労働省等) 等

2 . 無利子融資

日本政策投資銀行等を通じた無利子融資

- ・ 水道施設(厚生労働省) 等

港湾整備特別会計からの無利子融資等(国土交通省)

3 . 財政投融资等

日本政策投資銀行等「民間資金活用型社会資本整備融資制度」による融資 等

4 . 税制改正

P F I 事業の用に供される施設等に係る税制改正要望

- ・ ケアハウス、医療施設(厚生労働省)、公共荷さばき施設(国土交通省)

公共荷さばき施設に係る固定資産税の特例措置の延長・拡充要望(国土交通省)

平成13年10月4日
内閣府

平成14年度PFI関連要求一覧

1. 予算

要求機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	14年度 要求額	13年度 予算額
内閣府	-	民間資金等活用事業推進委員会 経費等	継続	民間資金等活用事業推進委員会の運営及びPFI推進に必要な 経費。	50百万円	50百万円
	調査	民間資金活用等経済政策推進費 (PFI関係)	継続	PFI推進方策の検討の総合調整に必要な経費。(必要に応じて 各省庁に移替え)	500百万円	500百万円
防衛庁	調査	防衛庁の施設におけるPFI導入 にかかる調査	新規	防衛施設のPFI化に係る調査及び防衛庁関係公務員宿舍 建替えへのPFI導入に係る調査。	12百万円	-
総務省	事業	独立行政法人通信総合研究所 実験施設の整備	新規	独立行政法人通信総合研究所が横須賀リサーチパーク内に整備 する実験施設のPFIによる整備。	400百万円 の内数	-
	調査	地方公共団体におけるPFI事業等の 推進のための方策の検討に要する経費	新規	地方公共団体のPFI事業等を推進する上での課題等の調査 研究。	8百万円	-
外務省	調査	PFIによる在外公館施設 整備にかかる調査	継続	PFIによる在外公館の整備にあたって考慮すべき諸課題の 調査。	15百万円	10百万円
財務省	事業	PFI方式による公務員宿舍 整備事業	新規	老朽化し、建替えが必要な合同宿舍のPFIによる建替えの ため、平成16年度を歳出初年度とする国庫債務負担行為21,616百万円 を要求。	-	-

注：分類中「調査」とは、PFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費

「事業」とは、具体的なPFI事業について事業を実施（調査検討を含む）するための経費

「補助」とは、当該補助制度によりPFI事業の支援が可能となっているもの（或いは支援が可能となるように制度改正を要求するもの）

要求機関	分類	事 項	新規・拡充 継続の別	概 要	14年度 要求額	13年度 予算額
文部科学省	事業	中央合同庁舎第7号館の整備	新規	中央合同庁舎第7号館(文部科学省、会計検査院)のPFIによる整備に係る調査検討(うち文部科学省施設にかかるもの)。	51百万円	-
	事業	国立大学等施設整備PFI実施準備経費	新規	緊急に整備を必要とする国立大学等施設を対象としたPFI事業の実施に向けた検討。	200百万円	-
	補助	公立学校施設整備費補助	継続	公立学校の施設整備に対する補助。	161,935百万円 の内数	161,935百万円 の内数
	補助	留学生宿舍建設奨励金	継続	留学生宿舍の整備に対する補助。	170百万円 の内数	299百万円 の内数
厚生労働省	補助	社会福祉施設整備費補助	拡充	ケアハウス、保育所の整備に対する補助。	151,626百万円 の内数	146,645百万円 の内数
	調査	水道合理化・効率化推進事業	新規	水道事業分野におけるPFI導入に係る調査・普及広報等。	9百万円	-
農林水産省	補助	公的森林整備推進事業	拡充	分収林制度の活用により、PFI事業として実施される市町村有林の整備に対する補助。	8,396百万円 の内数	5,570百万円 の内数
	補助	経営構造対策事業	拡充	リサイクル施設、情報通信施設、農林業等活性化基盤施設の整備に対する補助。	25,212百万円 の内数	21,268百万円 の内数
	補助	卸売市場活性化等事業費補助(PFI推進事業費)	継続	選定事業者による公設卸売市場の施設整備に対する補助。	150百万円	150百万円
経済産業省	補助	原子力発電施設等周辺地域 中心市街地活性化等促進補助	継続	- 原子力発電施設等周辺地域かつ特定中心市街地における研究開発施設、産学官連携施設、商業・サービス業集積関連施設等の整備に対する補助。 - 電源地域であり、かつ特定中心市街地、高度技術産業集積活性化地域又は高度研究機能集積地区のいずれかの地域における地域新事業創出基盤施設の整備に対する補助。	760百万円 の内数	950百万円 の内数

注：分類中「調査」とは、PFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費

「事業」とは、具体的なPFI事業について事業を実施(調査検討を含む)するための経費

「補助」とは、当該補助制度によりPFI事業の支援が可能となっているもの(或いは支援が可能となるように制度改正を要求するもの)

要求機関	分類	事 項	新規・拡充 継続の別	概 要	14年度 要求額	13年度 予算額
経済産業省	補助	産業再配置促進環境整備費補助	継続	工業再配置促進法に基づく工場等の移転等を促進するための環境保全施設等の整備に対する補助。	210百万円 の内数	336百万円 の内数
	補助	産業再配置促進施設整備費補助	継続	工業再配置促進法に基づく工場等の移転等を促進するための貸工場その他公益的施設の整備に対する補助。	680百万円 の内数	1,088百万円 の内数
	補助	電源地域産業再配置促進費補助	継続	工業再配置促進法に基づく工場等の電源地域への移転等を促進するための環境保全施設等の整備に対する補助。	2,000百万円 の内数	1,759百万円 の内数
	補助	電源地域産業集積活性化対策費補助	継続	基盤的技術産業集積活性化促進地域内の電源市町村における研究開発・試験施設等の整備に対する補助。	1,359百万円 の内数	1,599百万円 の内数
	調査	工業用水道事業調査費	継続	工業用水道整備における P F I 導入のための事業化計画の策定調査。	92百万円 の内数	92百万円 の内数
国土交通省	事業	中央官庁庁舎等の P F I による整備	新規	中央合同庁舎第 7 号館(文部科学省、会計検査院)、九段第 3 合同庁舎<仮称>の P F I による整備に係る調査。	215百万円	-
	補助	都市再生交通拠点整備事業	継続	大都市のターミナル駅等の周辺における駐車場、駐輪場等の整備に対する補助。	2,821百万円 の内数	1,878百万円 の内数
	補助	市街地再開発事業費補助	継続	市街地再開発事業の施行者が、特定建築者制度を活用して行う施設建設物の整備に対する補助。	43,280百万円 の内数	33,426百万円 の内数
	補助	公営住宅建設費等補助	継続	民間事業者が建設等を行う住宅を借り上げ又は買い取り、公営住宅として供給する事業に対する補助。	10,854百万円 の内数	13,655百万円 の内数
	補助	都市公園事業費補助	継続	都市公園の施設整備に対する補助。	115,900百万円 の内数	120,164百万円 の内数
	補助	下水道事業費補助	継続	下水処理に伴って発生する汚泥の処理施設等の整備に対する補助。	1,096,017百万円 の内数	1,111,334百万円 の内数
	補助	廃棄物処理施設整備費補助	継続	北海道内の一般廃棄物処理施設、合併処理浄化槽の整備に対する補助。	11,212百万円 の内数	11,078百万円 の内数
	調査	民間資金等活用公共施設等整備等の推進に必要な経費	継続	地域活性化に向けた P F I 活用による基盤整備に関する調査。	11百万円	29百万円

注：分類中「調査」とは、P F I 方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費

「事業」とは、具体的な P F I 事業について事業を実施（調査検討を含む）するための経費

「補助」とは、当該補助制度により P F I 事業の支援が可能となっているもの（或いは支援が可能となるように制度改正を要求するもの）

要求機関	分類	事 項	新規・拡充 継続の別	概 要	14年度 要求額	13年度 予算額
環境省	補助	廃棄物処理施設整備費補助	継続 拡充(浄化槽)	一般廃棄物処理施設、廃棄物処理センターが行う一定の産業 廃棄物処理施設、合併処理浄化槽の整備に対する補助。	171,007百万円 の内数	169,544百万円 の内数
	調査	国立公園地域連携強化対策 事業費	継続	国立公園管理にかかる国と地域社会等との連携のあり方の調査 検討。(P F I の導入可能性についても検討)	30百万円 の内数	30百万円 の内数
衆議院	事業	衆議院議員宿舎整備事業	新規	衆議院赤坂議員宿舎の P F I による建替えに係る事業費。	37百万円	-
				ほか平成15年度を歳出初年度とする国庫債務負担行為 54,786百万円(30年間)を要求。	-	-
	調査	新議員会館整備調査	新規	衆議院議員会館建替えへの P F I 手法の適用可能性の調査検討。	17百万円	-
参議院	調査	新議員会館整備調査	新規	参議院議員会館建替えへの P F I 手法の適用可能性の調査検討。	16百万円	-
会計検査院	事業	中央合同庁舎第7号館の整備	新規	中央合同庁舎第7号館(文部科学省、会計検査院)の P F I による 整備に係る調査検討(うち会計検査院施設にかかるもの)。	10百万円	-

注：分類中「調査」とは、P F I 方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費

「事業」とは、具体的な P F I 事業について事業を実施（調査検討を含む）するための経費

「補助」とは、当該補助制度により P F I 事業の支援が可能となっているもの（或いは支援が可能となるように制度改正を要求するもの）

2. 無利子融資

要求機関	制度等	新規・拡充 継続の別	概要	14年度 要求額	13年度 予算額
厚生労働省	日本政策投資銀行等を通じた 無利子融資(NTT-C)	新規(水道)	PFI事業者による水道施設、地方衛生研究所整備への無利子貸付。	3,200百万円	120,500百万円 の内数(*)
環境省		継続	PFI事業者による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設(廃棄物処理センターの行う特定債務保証対象施設)整備への無利子貸付。	10,000百万円	
国土交通省	民間都市開発推進機構による 無利子貸付	継続	民間都市開発事業で公園、下水道等の整備に関するものをPFI事業者が行う場合への無利子貸付。	100百万円	100百万円
	港湾整備特別会計からの 無利子貸付	継続	北九州港、常陸那珂港で予定されるコンテナターミナルの公共荷さばき施設等整備事業費に係る無利子貸付。	711百万円	126百万円

(*)金額は日本政策投資銀行「社会資本整備促進融資」の総額及び沖縄振興開発金融公庫「社会資本整備促進融資」の総額の合計

3. 財政投融資等

要求機関	制度等	新規・拡充 継続の別	概要	14年度 要求額	13年度 予算額
総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	日本政策投資銀行等による 融資 (民間資金活用型社会資本整備 融資制度)(*2)	継続	PFI法第2条第1項に定めるPFIの対象施設の建設、維持管理及び 運営等を実施するPFI事業者への融資。 また、融資比率の弾力措置の延長要望。	271,000百万円 の内数 (*1)	292,000百万円 の内数 (*1)
国土交通省	公共荷さばき施設等整備事業 に対する融資(特別転貸債)	継続	港湾管理者がPFI事業者貸付資金を調達するために発行する特別転貸 債の引受。	588百万円	89百万円

(*1) 金額は日本政策投資銀行「地域社会基盤整備」の総額及び沖縄振興開発金融公庫「産業開発資金」の総額の合計

(*2) 現行の「民間資金活用型社会資本整備融資制度」の概要

対象施設：PFI法第2条第1項に定めるPFIの対象施設

金利：政策金利

融資比率：50%(沖縄振興開発金融公庫においては70%)(但し、平成13年度末までの時限的措置として弾力的に対応を行う)

4. 税制改正

要求機関	対象施設	新規・拡充 延長の別	概 要
厚生労働省	ケアハウス	新規	P F I 法に基づき、民間事業者がケアハウスを整備する場合に、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の非課税措置を講ずる。
	病院等(医療施設)	新規	P F I 法に基づき、民間事業者が病院等の医療施設を整備する場合に、登録免許税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の非課税措置を講ずる。
国土交通省	港湾施設 (公共荷さばき施設等)	延長・拡充	P F I 法に基づき、中枢・中核国際港湾で整備されるコンテナターミナルの公共荷さばき施設で、港湾整備特別会計からの無利子貸付を受ける償却資産について固定資産税の課税標準を1 / 2とする。(延長) また、上記特例措置の対象に公共荷さばき施設と一体的に整備される家屋(管理棟等)を追加する。(拡充)
		新規	P F I 法に基づき、中枢・中核国際港湾で行われるコンテナターミナルの公共荷さばき施設整備事業及びその事業者について、以下の特例措置を講ずる。 ・不動産取得税：非課税 ・事業所税：(新增設、資産割)非課税 ・都市計画税：課税標準を1 / 2

(参考：既存の税制特例措置)

税 目	概 要
特別土地保有税	公共施設等の建設を行うP F I 事業の用に供する土地についての特別土地保有税を非課税とする。 (地方税法第586条第2項第1号の27参照)
固定資産税	P F I 法に基づき、中枢中核国際港湾で民間事業者が整備する公共荷さばき施設で、港湾整備特別会計からの無利子融資を受けるものについて、固定資産税の課税標準を1 / 2とする。(地方税法附則第15条第51項参照)